国保年金課からのお知らせ

国民年金保険料の追納制度(後払い)について

国民年金保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と 比べて、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし、免除・納付猶予や学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に、後から納めること(追納)ができます。ただし、老齢基礎年金を受け取っている方は、追納できません。

追納(後払い)した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになり、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。追納(後払い)する場合は、お近くの年金事務所、または国保年金課年金係でお申し込みください。

◆追納(後払い)する保険料の額

【月額】

令和5年3月31日までに追納(後払い)する場合の保険料額は、右表のとおりです。

※保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

◆追納(後払い)できる期間

追納(後払い)が承認された月の前10年以内の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間に限られています。

例) 令和 4年4月分…令和14年4月末まで 平成24年9月分…令和 4年9月末まで

	全額免除 (納付猶予・学生納付特例)	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成24年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
平成25年度の月分	15,190円	11,390円	7,600円	3,800円
平成26年度の月分	15,340円	11,510円	7,670円	3,830円
平成27年度の月分	15,670円	11,750円	7,830円	3,920円
平成28年度の月分	16,330円	12,240円	8,160円	4,080円
平成29年度の月分	16,540円	12,410円	8,260円	4,130円
平成30年度の月分	16,370円	12,270円	8,190円	4,090円
令和 元年度の月分	16,430円	12,320円	8,210円	4,100円
令和 2年度の月分	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円
令和 3年度の月分	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円

平成24年9月分…令和 4年9月末まで ※令和2年度と令和3年度の月分には加算額はありません

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには、請求書の提出が必要です。

新たに年金生活者支援給付金の対象となる方には、9月1日から順次、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが送付されます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に氏名等を記入し、日本年金機構へ提出してください。令和5年1月4日(必着)までに請求された場合は、令和4年10月分から遡って受け取ることができます。

年金生活者支援給付金を既に受け取っている方で、引き続き支給要件を満たしている場合は、原則手続きは不要です。

年金生活者支援給付金請求書を紛失または送付されているかご不明な場合や、以下の支給要件に該当すると思われる場合など、給付金請求に関することについては、給付金専用ダイヤルまたは国保年金課年金係にお問い合わせください。

◆対象となる方(支給要件)

- 1.老齢基礎年金を受給している方で、次の①~③の要件をすべて満たしている方
 - ①65歳以上である。
 - ②請求される方の世帯全員の市民税が非課税となっている。
 - ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である。
- 2.障害基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約472万円以下の方
- 3.遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約472万円以下の方
- ◆日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

- ◆問い合わせ 給付金専用ダイヤル 0570-05-4092 (ナビダイヤル)
 - ※050から始まる電話の方は 03-5539-2216 (一般電話)